

JLMA

実用性能認定制度

附則 1－2

実用性能認定制度審査委員会要領

－2016 年度版－

日本ロック工業会

改 正 履 歴

No	改正年月日	該当部分	旧	改正後
1	2008. 03. 17	—	—	新規作成（2008 年度版）
2	2011. 12. 08	第 1 章第 2 款一	認定を行うもの	JLMA 試験所として認定を行うもの
		第 1 章第 2 款三	適合性を確認する実地検査をいう。	適合性について、継続性を確認する行為をいう。
		第 1 章第 2 款四	申請認定された製品について代表的な製品を審査会が定期的（5 年毎）に抽出し、公的機関（建材試験センター、ベタルヒング等）又は申請会社以外の JLMA 試験所にて試験を実施して、その結果と申請者が提出の試験データに差異がなく品質・機能が維持されていることを確認する行為をいう。	認定された製品の適合性について、継続性を確認する行為をいう。
		第 1 章第 3 款一	試験所の適合性認定申請	試験所の適合性認定申請登録申請及び変更・追加申請
		第 1 章第 3 款二	初期申請	製品の実用性能認定申請登録申請及び変更・追加申請
			製品の実用性能認定の初回申請をいう。	製品の実用性能認定の初回申請、及び認定された製品の仕様変更及び追加が発生した場合の申請をいう。
		第 1 章第 3 款三	仕様変更及び追加申請 認定された製品の仕様変更及び追加が発生した場合の申請をいう。	[削除]
		第 2 章第 5 款一	試験所検査チェックリスト	JLMA 試験所適合性審査チェックシート（様式第 11 号）
	最低 2 名	2 名以上		

2	2011. 12. 08	第2章第5款一	但し、既に独立行政法人製品評価技術基盤機構（JNLA 登録制度）や財団法人 日本適合性認定協会（JAB）の試験所適合認定を既に得ている場合は、認定証など試験所認定を証明する資料を審査対象とする。	[削除]
		第2章第5款二	初期申請 提出された評価試験データと現物を確認して、使用上重大な事故などが生じないかを審査し、 各項目のグレードの表示内容を指示する。	登録申請 提出された評価試験データと現物の審査及び使用上支障がないか確認を行い、 各項目のグレードを認定する。
		第2章第5款三	JLMA 試験所として認定した試験所に対し、少なくとも3年に1回は、試験所検査チェックリストに基づいて、適合性の維持状態を確認する。	附則 1-5 試験所サバインス実施要領による。
		第2章第5款四	申請認定	認定
		第3章第9款	(プロセスと期間) 第9款 実用性能の認定及び通知までのプロセスと期間は、以下の通りとする。	(プロセス) 第9款 実用性能の認定及び通知までのプロセスは、以下の通りとする。
		第3章第9款①	実用性能の認定申請は、審査委員会開催日（年2回）の2ヶ月前まで随時受付とする	審査委員会は、申請会社の各資料の審査・試験結果報告書の検証に基づき、性能表示内容を確認承認し、JLMA 理事会へ報告する。
		第3章第9款②	審査委員会は、申請会社の各資料の審査・試験結果報告書の検証に基づき、性能表示内容を確認承認し、1ヶ月以内に JLMA 理事会へ報告する。	審査委員会は、JLMA 理事会の認定手続きを経て、申請者へ通知する。

2	2011. 12. 08	第3章第9款③	審査委員会は、JLMA 理事会の認定手続きを経て、申請者へ通知する。	－ [旧③は、②に移動]
3	2012. 02. 08	第1章第2款一	自社試験を行う試験所が JIS Q17025 の5項技術的要求事項に適合しているかを審査委員会の審査会が確認して、	自社試験を行う試験所が、JIS Q17025 の5 技術的要求事項 及び 4.14 内部監査に適合しているかを審査委員会の審査会が確認して、
		第1章第2款四	製品サーベランス(公的機関又は JLMA 試験所での実施)	製品サーベランス(申請会社からの提出資料審査、公的機関又は JLMA 試験所での試験実施)
		第1章第3款一	登録申請及び変更・追加申請 JLMA 試験所資格を取得する為の申請、及び認定内容の変更・追加に関する申請をいう。	登録・変更・サーベランス申請 JLMA 試験所資格を取得する為の申請、及び認定内容の変更・追加に関する申請、サーベランスに関する申請をいう。
		第1章第3款二	登録申請及び変更・追加申請 製品の実用性能認定の初回申請、及び認定された製品の仕様変更及び追加が発生した場合の申請をいう。	登録・変更・サーベランス申請 製品の実用性能認定の登録申請、及び認定された製品の変更・追加が発生した場合の申請、サーベランスに関する申請をいう。

3	2012. 02. 08	第2章第5款一	JIS Q17025 の5 項 技術的 要求事項に基づく、	JIS Q17025 の5 技術的要求 事項 及び 4.14 内部監査に 基づく、
		第2章第5款四	製品サーベイランス 認定された製品について、 性能表示内容の維持状態 の確認を行うため、認定後 5 年毎に実用性能を確認し た試験データを提出するこ とを求める。変更申請があ った場合は、変更申請に対 する認定期日を5年の起算 日とする。 また、認定から5年経過し た製品を任意に抽出し、公 的機関(建材試験センター、ベ ターリビング等)又は対象製品 申請者以外の JLMA 試験所 にて試験を実施して、その 結果と提出された試験デー タに差異がなく品質・機能 が維持されていることを 確認する。	附則 1-6 製品サーベイランス実 施要領による。
		第2章第6款一②	審査委員会の要請に基づ き、仕様変更及び追加申請 のグレードの評価を行う。	審査委員会の要請に基づ き、製品登録申請、変更・ 追加申請のグレードの評価を 行う。

4	2013. 09. 27	表紙	実用性能認定審査委員会 要領 2011 年度版	実用性能認定制度審査委員 会要領 2014 年度版
		本文		
		第 1 章第 2 款二④	鍵違い	かぎ(鍵)違い
		第 2 章第 4 款一	・坂田研究室	立正大学社会学博士 小宮 教授
		第 2 章第 5 款一 第 2 章第 5 款二	様式第 11 号 申請会社より申請（登録申 請、仕様変更及び追加申 請）された製品の实用性能 について、提出された評価 試験データと現物の審査及 び使用上支障がないか確 認を行い、各項目のグレード を認定する。	様式第 9 号 申請会社より申請（登録申 請、仕様変更及び追加申請） された製品の实用性能グ レードについて、提出された申 請資料の審査及び確認を行 い、認定する。

<p>4</p>	<p>2013. 09. 27</p>	<p>第2章第6款二</p>	<p>(資格要件) ①錠前に精通している者。 ②常に公平、中立的立場の 対応と守秘責任を果た すことが出来る者。 ③JLMA 理事会より推薦さ れた者。</p> <p>(構成) 資格要件の3項目を満たす JLMA 会員各社より選出さ れたメンバーとする。</p>	<p>(資格要件) 下記の3項目を満たす、 JLMA 会員各社より選出さ れたメンバーとする。 ①錠前に精通している者。 ②常に公平、中立的立場の 対応と守秘責任を果たす ことが出来る者。 ③JLMA 理事会より推薦さ れ、これを承諾した者。 事務局は原則として1 年毎に、JLMA 会員各社 に対し委嘱状を発行す る。これを受けて、審査 会メンバーとなる者は、就 任承諾書を提出する。 1年の任期途中で審査会 メンバーとして活動が不可 能になった場合、JLMA 会 員各社は速やかに新任 者を選出する。新任者は 原則として3回、審査会 に現任者と共に参加し、 またJLMAが主催するJIS Q17025 に関する講習会 等を受講する。さらに、 審査委員会からの要請 による審査に1回がサ ーメンバーとして出席した後、 審査を行うことが出来 る。</p>
<p>5</p>	<p>2015. 03. 02</p>	<p>第2章第4款一 ----- 第2章第6款二③</p>	<p>(財)建材試験センター ----- (財)ベターリビング ----- -</p>	<p>(一財)建材試験センター ----- (一財)ベターリビング ----- [文言追加] ただし、新任者が過去に審 査会メンバーの経験がある (復帰者)場合、現任者との 審査会への参加3回は必ず しも必要としない。</p>

		表紙	2015 年度版	2016 年度版
6	2016.04.05	第1章 第2款 四	<p>四 製品サーベイランス (申請会社からの提出資料審査、公的機関又はJ LMA 試験所での試験実施) 認定された製品の適合性について、継続性を確認する行為をいう。</p>	<p>四 製品サーベイランス (申請会社からの提出資料審査、第三者的試験機関又はJ LMA 試験所での試験実施) 認定された製品の適合性について、継続性を確認する行為をいう。</p>

目次

第1章	総則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[8]
第2章	審査委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[9]
第3章	実用性能の認定	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[11]

第1章 総則

(目的)

第1款 この要領は J LMA 「実用性能認定制度」の審査が公平中立でスムーズに行われることを目的に、審査委員会の役割と構成をここに定める。

(定義)

第2款 次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

一 試験所の適合性の認定

自社試験を行う試験所が、JIS Q17025 の 5 技術的要求事項 及び 4.14 内部監査 に適合しているかを審査委員会の審査会が確認して、J LMA 試験所として認定を行うもの。

二 実用性能認定

JIS A1541-1 「建築金物-錠-第1部：試験方法」に基づき性能評価試験が行われ、その性能評価結果をもとに、JIS A1541-2 「建築金物-錠-第2部：実用性能項目に対するグレード及び表示方法」で規定された以下の性能表示項目を審査認定すること。

- ① 使用頻度による性能
- ② 外力に対する性能
- ③ 使用扉の質量に対する性能
- ④ かぎ(鍵)違い
- ⑤ デッドボルトの出寸法
- ⑥ 耐じん性能

- 三 J LMA試験所のサーベイランス
J LMA試験所の適合性について、継続性を確認する行為をいう。
- 四 製品サーベイランス（申請会社からの提出資料審査、第三者的試験機関又はJ LMA試験所での試験実施）
認定された製品の適合性について、継続性を確認する行為をいう。

（申請の種類）

第3款 申請の種類は、以下のものがある。

- 一 試験所の適合性認定申請
登録、変更・追加、サーベイランス申請
J LMA試験所資格を取得する為の申請、及び認定内容の変更・追加に関する申請、サーベイランスに関する申請をいう。
- 二 製品の実用性能認定申請
登録、変更・追加、サーベイランス申請
製品の実用性能認定の登録申請、及び認定された製品の変更・追加が発生した場合の申請、サーベイランスに関する申請をいう。

第2章 審査委員会

（メンバー）

第4款 客観的評価を得られるメンバー構成とする。

- 一 構成
 - ・ 立正大学社会学博士 小宮教授
 - ・ (一財) 建材試験センター
 - ・ (一財) ベターリビング
 - ・ J LMA
 - ・ 経済産業省（オブザーバー）
- 二 組織
 - ・ 委員長
 - ・ 委員
 - ・ J LMA事務局

（役割）

第5款 審査委員会としての役割は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 J LMA試験所としての適合性の認定
JIS Q17025の5 技術的要求事項 及び4.14 内部監査 に基づく、J LMA試験所適合性審査チェックシート（様式第9号）により申請各社の試験所の適合性を審査する。

2名以上の審査委員が実地検査を行う。

二 実用性能認定

申請会社より申請（登録申請、仕様変更及び追加申請）された製品の
実用性能グレードについて、提出された申請資料の審査及び確認を行い、
認定する。

三 J LMA試験所のサーベイランス

附則 1-5 試験所サーベイランス実施要領による。

四 製品サーベイランス

附則 1-6 製品サーベイランス実施要領による。

五 必要に応じ実用性能認定制度実施要領の本文の内容及び附則に記す資
料の見直しを行い、J LMA理事会へ報告する。

(審査会)

第6款 審査委員会の下部組織として審査会(ワーキンググループ)を設ける

一 役割

- ① 申請会社の試験所がJ LMA試験所として適合性の有無の確認審
査を行う。
- ② 審査委員会の要請に基づき、製品登録申請、変更・追加申請のグレ
ードの評価を行う。
- ③ 審査委員会の要請に基づき、J LMA試験所のサーベイランスを行
う。
- ④ 審査委員会の要請に基づき、製品サーベイランスを行う。
- ⑤ 審査委員会の要請に基づき、実用性能認定制度実施要領の本文の内
容及び附則に記す資料の見直し確認を行う。
- ⑥ ①～⑤を審査委員会へ報告する。

二 審査会メンバー資格要件と構成

(資格要件)

下記の3項目を満たす、J LMA会員各社より選出されたメンバーと
する。

- ① 錠前に精通している者。
- ② 常に公平、中立的立場の対応と守秘責任を果たすことが出来る者。
- ③ J LMA理事会より推薦され、これを承諾した者。

事務局は原則として1年毎に、J LMA会員各社に対し委嘱状を
発行する。これを受けて、審査会メンバーとなる者は、就任承諾
書を提出する。

1年の任期途中で審査会メンバーとして活動が不可能になった場合、J LMA会員各社は速やかに新任者を選出する。新任者は原則として3回、審査会に現任者と共に参加し、またJ LMAが主催するJIS Q17025に関する講習会等を受講する。さらに、審査委員会からの要請による審査に1回オブザーバーとして出席した後、審査を行うことが出来る。

ただし、新任者が過去に審査会メンバーの経験がある(復帰者)場合、現任者との審査会への参加3回は必ずしも必要としない。

(開催)

第7款 審査委員会の開催は年2回とする。
審査会は必要に応じて、随時開催する。

第3章 実用性能の認定

(基準)

第8款 JIS A1541-1「建築金物-錠-第1部：試験方法」に基づき性能評価試験が行われ、その性能評価結果をもとに、JIS A1541-2「建築金物-錠-第2部：実用性能項目に対するグレード及び表示方法」で規定された項目の性能表示内容を確認する。

(プロセス)

第9款 実用性能の認定及び通知までのプロセスは、以下の通りとする。

- ① 審査委員会は、申請会社の各資料の審査・試験結果報告書の検証に基づき、性能表示内容を確認承認し、J LMA理事会へ報告する。
- ② 審査委員会は、J LMA理事会の認定手続きを経て、申請者へ通知する。